

○「薬事法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」

新旧対照表

改正後	現 行
(前略) 2 主な経過措置 (1) (略) (2) 既存一般販売業及び既存薬種商等に関する事項 (略) なお、新法第26条第1項の店舗販売業の許可を受けた者とみなして適用する<u>新施行規則のうち、改正省令附則第9条において読み替え規定を設けたものは、第140条第1項、第142条において準用する第7条第4号、第5号及び第10号、第142条において準用する第15条から第15条の4まで、第142条において準用する第16条第1項第1号から第3号まで及び第9号並びに同条第2項並びに同条第3項第2号及び第3号並びに同条第4項並びに同条第5項、第159条の14から第159条の17まで並びに第218条の2第1項であること。</u> ①～④ (略) ⑤ その他 ア Iの2の(7)の①は、適用しないこと。 イ (略) (3) 既存配置販売業者等に関する事項 (略) なお、新法第30条第1項の配置販売業の許可を受けた者とみなして適用する<u>新施行規則のうち、改正省令附則第13条において読み替え規定を設けたものは、第140条第1</u>	(前略) 2 主な経過措置 (1) (略) (2) 既存一般販売業及び既存薬種商等に関する事項 (略) なお、新法第26条第1項の店舗販売業の許可を受けた者とみなして適用する新施行規則の規定は、第140条第1項、第142条において準用する第7条第4号、第5号及び第10号、第142条において準用する第15条から第15条の4まで、第142条において準用する第16条第1項第1号から第3号まで及び第9号並びに同条第2項並びに同条第3項第2号及び第3号並びに同条第4項並びに同条第5項、第159条の14から第159条の17まで並びに第218条の2第1項であること。 ①～④ (略) ⑤ その他 ア Iの2の(7)の①から③までは、適用しないこと。 イ (略) (3) 既存配置販売業者等に関する事項 (略) なお、新法第30条第1項の配置販売業の許可を受けた者とみなして適用する新施行規則の規定は、第140条第1項、第142条において準用する第7条第4号、第5号及び

項、第142条において準用する第7条第4号、第5号及び第10号、第142条において準用する第15条から第15条の4まで、第142条において準用する第16条第1項第1号から第3号まで及び第9号並びに同条第2項並びに同条第3項第2号及び第3号並びに同条第4項並びに同条第5項、第159条の14から第159条の17まで並びに第218条の2第1項であること。

(略)

①～③ (略)

④ その他

ア Iの3の(4)の②は、適用しないこと。

イ (略)

ウ 配置販売業者と同様に、既存配置販売業者は、その区域に勤務する配置員に、既存配置販売業の配置員であることが容易に判断できるよう配置従事者身分証明書を付けさせることとしたこと。

エ (略)

(後略)

第10号、第142条において準用する第15条から第15条の4まで、第142条において準用する第16条第1項第1号から第3号まで及び第9号並びに同条第2項並びに同条第3項第2号及び第3号並びに同条第4項並びに同条第5項、第159条の14から第159条の17まで並びに第218条の2第1項であること。

(略)

①～③ (略)

④ その他

ア Iの3の(4)の②から④までは、適用しないこと。

イ (略)

ウ Iの3の(4)の⑥は適用しないこと。

なお、既存配置販売業者等又はその配置員は、従来の配置従事者身分証明書を携帯すること。また、既存配置販売業者等はその配置員に、携帯する配置従事者身分証明書を付けさせるよう努めることが望ましいこと。

エ (略)

(後略)